

屋外イベント開催促進補助金

募集案内

仙台市が所管する屋外施設において開催されるイベント経費の一部を補助し、イベントの開催を促進します。

1 補助対象となるイベント

開催期間	令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)
会場	仙台市が所管する屋外施設とし、イベント会場面積が概ね3,000㎡以上であること。
要件	(1)市民が広く参加でき、親しみやすい企画内容であること (2)収支計画が妥当であること など ※詳しくは2ページを確認してください。

2 補助金額及び補助対象経費

- 補助金額 1 イベントあたり補助対象経費の2分の1に相当する額
又は総事業費の5分の1に相当する額のうち低い額(上限100万円)
- 補助対象経費 ①イベント用品のレンタル経費(テント、机、いす、仮設トイレ、放送・音響設備等)とその設営・撤去に要する経費
②イベント開催に係る警備費(誘導警備、雑踏警備、夜間警備等)

3 補助金申請期限

イベント開催月の前々月の末日17時まで

ただし、令和6年4月1日(月)～4日(木)に開催のイベントは開催の5日前、4月5日(金)～30日(火)に開催予定のイベントは令和6年3月31日(日)、5月に開催のイベントは4月12日(金)の17時までとする(いずれも事務局が定休日の場合は翌営業日)

※ 補助対象イベントは、企画内容等を書面審査のうえ決定します。

※ 補助金予算額に達した場合、その後の募集は行いません。

4 提出書類

4ページを確認してください。

提出先・お問い合わせ先

仙台市屋外イベント開催促進補助金事務局(一般社団法人まちくる仙台内)

〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目2-1 株式会社藤崎 事務館Ⅲ 2階

[電話] 022-395-6101 (定休日を除く、10時30分から18時30分)

[FAX] 022-395-6102 [Eメールアドレス] eventsupport@machi-kuru.com

[ホームページ] <https://machi-kuru.com/eventsupport>

[定休日]毎週月曜日、及び12月29日～1月3日

1 対象期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)に開催予定のイベント

※交付につきましては企画内容等を審査のうえ決定します。

※補助金予算額に達した場合は、募集を終了します。

2 申請期限

イベント開催月の前々月の末日 17 時まで

ただし、令和6年4月1日(月)～4日(木)に開催のイベントは開催の5日前、4月5日(金)～30日(火)に開催予定のイベントは令和6年3月31日(日)17時までとする(いずれも事務局が定休日の場合は翌営業日)

※補助金予算額に達した場合は、その後の募集は行いません。

3 対象者

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ①市が所管する屋外施設においてまちの賑わい創出に資するイベントの主催を予定する団体または事業者であること。
- ②市内に本社(または支社)をおく団体または事業者であること。なお、実行委員会等の任意団体を組成する場合において、定款等の定めがない場合には、当該任意団体の代表者(団体または事業者を含む)を定めることとし、当該代表者が市内に住所(団体または事業者の場合には本社または支社)をおいていることを要件とする。
- ③法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、仙台市の市税を滞納していないこと。
- ④暴力団等との関係を有していないこと。
- ⑤宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等ではないこと。

4 対象となるイベント会場

仙台市が所管する屋外施設

※1 5(1)①により、会場面積に関する要件を定めています。

※2 会場とする屋外施設の使用や使用可能な時間帯及び使用条件等について、事前に仙台市の所管課等に確認し、了承を得てください。また、開催にあたっては主催者の責任をもって近隣への周知の徹底をお願いします。

5 対象となるイベント

以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1)企画内容について

- ①市民が広く参加でき、親しみやすい企画内容であること。
具体的には次の項目を満たすものとする。
 - ・1日あたり概ね1,000人以上の集客が見込まれるイベントであること。
 - ・イベント会場面積が概ね3,000㎡以上であること。
 - ・鉄道の沿線に所在するなど、公共交通機関でのアクセスが容易であり、参加者が来場しやすい会場で開催されるイベントであること。
- ②主催者にイベントを適正に実施する能力があると十分に認められること。
- ③特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと。
- ④公序良俗に反するものでないこと。

(2) 収支について

- ①単なる企業の宣伝、営利のみを目的としないこと。
- ②収支計画に妥当性があること。
- ③参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること。
- ④申請事業に国や自治体(関係団体含む)等から補助金、助成金、負担金等の収入がないこと。

6 補助予定件数

20 件程度(見込み)

7 補助金額

- ・補助対象経費の2分の1に相当する額又は総事業費の5分の1に相当する額のうち低い額(上限 100 万円)
- ・1,000 円未満の端数がある場合には切り捨てとなります。
- ・補助金額については、申請内容を審査のうえ決定しますので、申請通りに交付されるとは限りません。

8 補助対象経費

- ①イベント用品(テント、机、椅子、仮設トイレ、放送・音響設備 等)のレンタル経費及びその設営・撤去に要する経費
- ②イベント開催に係る警備費(誘導警備、雑踏警備、夜間警備 等)

9 募集期間と補助金支払いまでのスケジュール

①申請受付開始	令和6年3月26日(火)
②申請期限	イベント開催月の前々月の末日 17 時まで ただし、令和6年4月1日(月)～4日(木)に開催のイベントは開催の5日前、4月5日(金)～30日(火)に開催予定のイベントは令和6年3月31日(日)、5月に開催のイベントは4月12日(金)の17時までとする (いずれも事務局が定休日の場合は翌営業日)
③イベントの開催期間	令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)
④実績報告	・イベント完了の翌日から起算し30日以内、または令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出してください。 ・当日の様子がわかる写真や補助対象経費の領収書等の添付が必要です。
⑤補助金額の確定	実績報告に不備がないことを確認したのち、補助金額を確定し、通知します。
⑥仙台市への請求書の提出	補助金の額の確定通知を受領した日から起算し30日以内または令和7年3月14日(金)のいずれか早い日までに提出してください。
⑦指定口座への入金	ご指定の口座にお支払いします。

※実績報告後の補助金支出となる点にご注意ください。

10 申請方法

以下(1)～(3)に従い、申請受付期間内に事務局まで提出してください。

(1)提出方法

郵送または持参にて提出してください。申請受付終了日の17時必着とします。

(2)必要書類

①屋外イベント開催促進補助金交付申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第1号の別紙1)

③収支予算書(様式第1号の別紙2)

④補助金所要額算出内訳書(様式第1号の別紙3)

⑤企画書(任意様式)

※イベントの目的、趣旨、開催日時、実施内容、会場レイアウト図、出店者、出演団体、実施体制等の必要な情報を漏れなく記載してください。

※イベントの内容等について把握するための資料であり、デザイン性等を競うものではありません。

⑥申請者の概要がわかる資料(団体規約、規則、定款、約款、会則、登記事項証明書、構成員名簿など)

⑦市税納付状況確認同意書(様式第1号の別紙4)

(3)提出部数

2部(上記(2)に記載の必要書類を①～⑦の順に並べ、部単位での提出)

11 選考方法

提出された書類の書面審査を経て選考します。

採択・不採択に関わらず、選考結果を郵送します。

※交付に係る採択・不採択に関する異議申し立て等は一切受け付けません。

12 選考の視点

(1)企画内容

飲食や物販の出店、音楽演奏等のステージが企画されているなど、広く市民が参加でき、まちの賑わい創出に寄与する内容となっているか。

(2)波及効果

地域や、市内または近隣市町村のイベント関連事業者への波及効果が期待できるか。

(3)実現可能性

実施のために必要な体制及び計画、予算となっているか。

13 採択された場合の留意事項

(1)採択された事業については、事業名、申請者名等をホームページで公表します。

(2)採択された場合であっても、決定の内容または決定に付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに所定の様式により、補助金交付申請を取り下げることができます。

(3)イベントの視察等にご協力ください。

(4)仙台市が所管する屋外施設の利用にあたっては、仙台市によるイベントの名義後援が必要です。補助対象となった事業については、後援名義使用承認手続きを実施してください。申請先の部署は問いません。

(5)イベントの内容について、申請時から変更が生じる場合は、速やかに事務局へ報告してください。変更の届け出に必要となる様式をご案内します。

(6)新型コロナウイルス感染症の拡大等により、仙台市からイベントの中止を求める場合があ

ります。その場合や、感染拡大を理由としてイベントを中止することについて仙台市が真にやむを得ないと認める場合には、準備に要した費用のうち、補助対象経費について、仙台市が必要と認める範囲内で補助します。

- (7) 万が一、イベント主催者等が、虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定または交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用した場合、または補助金等の交付の決定の内容や決定に付した条件、その他仙台市補助金等交付規則やこれに基づき市長が行った行政処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合、期限を定めて補助金等を返還していただきます。

14 実績報告

補助事業完了の翌日から起算し30日以内、または令和7年2月28日のいずれか早い日まで、下記の(1)～(6)を持参(郵送も可)及びEメールで提出してください。

※1 イベント当日の会場内の様子がわかるように資料を作成してください。

※2 領収書の提出においては、補助対象経費とそれ以外の経費の区分が判断できるようにしてください。

※3 上記2点を確認できない場合には、補助金を交付できない場合があります。

(1) 屋外イベント開催促進補助金事業実績報告書(様式第9号)

(2) 事業報告書(任意様式)

<構成>

① イベント概要

開催日時、天候、来場者数、会場レイアウト、広報手段など

② 当日の写真

以下の内容が確認できるようコメント等を付記しながら、わかりやすく作成してください。

・イベント当日の様子 など

(3) 収支決算書(様式第9号の別紙1)

(4) 補助対象経費支出内訳書(様式第9号の別紙2)

(5) 補助対象経費に係る領収書の写し

15 提出先・お問い合わせ

仙台市屋外イベント開催促進事務局(一般社団法人まちくる仙台内)

〒980-0811

仙台市青葉区一番町三丁目2-1 株式会社藤崎 事務館Ⅲ 2階

[電話] 022-395-6101 (定休日を除く、10時30分から18時30分)

[FAX] 022-395-6102

[Eメールアドレス] eventsupport@machi-kuru.com

[定休日] 毎週月曜日、及び12月29日～1月3日

[ホームページ] <https://machi-kuru.com/eventsupport>